死亡後の手続きについて

死亡届の提出後に必要となる主な手続きを記載しています。
亡くなられた方の状況によっては、この一覧に記載のない手続きが必要となる場合があります。
また、一度の来庁では完了しないものや、市役所以外での手続きが必要なものもあります。
手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

手続きにあたりお持ちいただくもの

亡くなられた方のもの（お手元にあるものをお持ちください）

- ☐ 国民健康保険資格確認書等 ・ 後期高齢者医療資格確認書等 ・ 介護保険被保険者証
- ☐ 基礎年金番号通知書 ・ 年金手帳 ・ 年金証書
- ☐ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 印鑑登録証 ・ 市役所から交付された各種受給者証・利用券など

※ **マイナンバーカード ・ 通知カード は返還不要です。**

ご遺族のもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - ・ 1点でよいもの（顔写真付きのもの）
 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - ・ 2点必要なもの（顔写真付きでないもの）
 健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、各種年金証書、基礎年金番号通知書など
- ☐ 火葬の領収書
- ☐ 委任状
 - ・ 手続きを代理の方が行う場合は委任状が必要となります。
 ※委任状が必要となる例
 ⇒戸籍謄本を亡くなられた方の直系親族以外の方が請求するとき（委任者：直系親族の方）
 ⇒世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき（委任者：同一世帯員の方）
- ☐ 振込口座確認書類（届出人、相続人代表者、葬祭執行者などのもの）
 - ・ 預貯金通帳、キャッシュカードなど
- ☐ 印判（届出人、相続人代表者、葬祭執行者などのもの）
 ※ 署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります。
- ☐ （場合によっては）戸籍謄本（全部事項証明）など
 - ・ 戸籍に死亡した事実が記載されるまでには、日数を要します。
 ※ 「死亡届を提出された役所」や「亡くなられた方の本籍地」の状況によってもかかる日数が変わります。

● おくやみハンドブックを作成しました ●

死亡届提出後に必要となる主な手続きを記載した「おくやみハンドブック」を市ホームページに公開しています。是非ご活用ください。
（市役所での主な手続き一覧は裏面以降をご覧ください。）

おくやみハンドブック
QRコード

おくやみハンドブックURL
https://www.city.asakuchi.lg.jp/page/1446.html

市役所での手続き一覧

亡くなられた方の該当項目		□該当 □済	主な手続き	受付・相談窓口	電話番号 （市外局番0865）
住民関係	世帯主であった	□ □	世帯主の変更	本庁市民課 金光総合支所 寄島総合支所	☎44-9042 ☎42-7300 ☎54-5113
	印鑑登録証を所持していた	□ □	印鑑登録証の返還		
火葬料	斎場を使用した	□ □	火葬補助金の交付申請	本庁環境課 金光総合支所 寄島総合支所	☎44-9043 ☎42-7300 ☎54-5113
健康保険	国民健康保険に加入していた	□ □	国民健康保険資格確認書等の返還	本庁市民課 金光総合支所 寄島総合支所	☎44-9042 ☎42-7300 ☎54-5113
		□ □	葬祭費の支給申請（国保）		
	後期高齢者医療制度に加入していた	□ □	後期高齢者医療資格確認書等の返還		
		□ □	葬祭費の支給申請（後期高齢者医療）		
		□ □	高額療養費等の受領申立（後期高齢者医療）		
国民年金	国民年金に加入していた	□ □	遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求		
	国民年金を受給していた	□ □	未支給年金の請求・受給権者死亡届		
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けていた	□ □	介護保険被保険者証等の返還	高齢者支援課（健康福祉センター内）	☎44-7113
	介護保険サービスを利用していた	□ □	未支給分高額介護サービス費の申立		
高齢者福祉	緊急通報システムを利用していた	□ □	緊急通報装置の廃止手続き		
	家族介護用品交付券を所持していた	□ □	家族介護用品交付券の返還		
障害福祉	障害者手帳を所持していた	□ □	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還	社会福祉課（健康福祉センター内）	☎44-7007
	障害者医療費の助成を受けていた	□ □	障害者医療費受給資格証の返還		
	自立支援医療を受給していた	□ □	自立支援医療受給者証の返還		

市役所での手続き一覧

亡くなられた方の該当項目		□該当 □済	主な手続き	受付・相談窓口	電話番号 （市外局番0865）
障害福祉	障害福祉サービス等を受給していた	□ □	障害福祉サービス受給者証等の返還	社会福祉課（健康福祉センター内）	☎44-7007
	特別児童扶養手当を受給していた/支給対象児童であった	□ □	特別児童扶養手当に関する手続き		
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた	□ □	特別障害者手当等に関する手続き		
	児童福祉年金を受給していた	□ □	児童福祉年金に関する手続き		
	心身障害者扶養共済制度に加入していた	□ □	心身障害者扶養共済制度に関する手続き		
	ほっとパーキングおかやま駐車場利用証を所持していた	□ □	駐車場利用証の返還		
児童福祉	児童手当を受給していた/支給対象児童であった	□ □	児童手当に関する手続き	健康こども福祉課（健康福祉センター内）	☎44-7114
	子ども医療費の助成を受けていた	□ □	子ども医療費受給資格者証の返還		
	児童扶養手当を受給していた/支給対象児童であった	□ □	児童扶養手当に関する手続き		
	ひとり親家庭等医療費の助成を受けていた	□ □	ひとり親家庭等医療費受給資格証の返還		
	義務教育在学中の児童の保護者であった	□ □	遺児激励金の支給申請		
税金・保険料	税金・保険料の納税義務者であった	□ □	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者の申告	本庁税務課 金光総合支所 寄島総合支所	☎44-9040 ☎42-7300 ☎54-5111
	保険料を納付していた	□ □	介護・後期高齢者医療保険料還付金口座振込依頼書の届出		
	税金・保険料を口座振替で納付していた	□ □	口座振替の停止		
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた	□ □	原動機付自転車等の廃車・名義変更		
	税金・保険料の納付状況が不明である	□ □	税金・保険料の納付相談		

市役所での手続き一覧

亡くなられた方の該当項目		□該当 □済	主な手続き	受付・相談窓口	電話番号 （市外局番0865）
住宅・駐車（輪）場	市営住宅に入居していた	□ □	市営住宅に関する手続き	本庁建設業務課	☎44-9014
	市営駐車場を定期使用していた	□ □	市営駐車場に関する手続き		
	市営駐輪場を定期使用していた	□ □	市営駐輪場に関する手続き		
上下水道	水道の使用（契約）者であった	□ □	水道の使用休止等に関する手続き	水道課（金光総合支所内）	☎42-7304
	井戸水を下水道へ排水していた	□ □	井戸水使用の廃止・変更の届出	下水道課（金光総合支所内）	☎42-7305
保育・児童教育	保育所等に入所していた/世帯に保育所等の在園児がいた	□ □	保育所等の利用に係る世帯状況の変更	各保育所等 教育委員会事務局保育未来課	☎44-7011
	小・中学生がいる世帯の生計維持者であった	□ □	生活困窮に伴う就学援助申請	教育委員会事務局学校教育課 各公立小・中学校	☎44-7012
森林・農地	森林を所有していた	□ □	森林を相続した旨の届出	本庁産業振興課	☎44-9035
	農地等を所有していた	□ □	農地を相続登記した旨の届出	農業委員会事務局	☎44-9012
その他	農業者年金の加入者もしくは受給者であった	□ □	農業者年金の脱退・死亡の届出	最寄りの農協 農業委員会事務局（相談）	☎44-9012
	道路（水路等）占用許可を受けていた	□ □	道路（水路等）占用許可の廃止・権利承継の届出	本庁建設業務課	☎44-9014
	建物（空き家となるもの）を所有していた	□ □	空き家の管理等に関する相談	本庁まちづくり課	☎44-9044
	犬の飼い主であった	□ □	犬の飼い主の登録変更	本庁環境課 金光総合支所 寄島総合支所	☎44-9043 ☎42-7300 ☎54-5113
	市営墓地を使用していた	□ □	市営墓地使用承継の届出	本庁環境課	☎44-9043

（お知らせ）

※「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続きで戸籍の束を出し直す必要がなくなります！（相続手続きで必要となる書類は、提出先各機関で異なりますので、ご確認ください。）

※ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました！ 不動産の相続登記をお忘れなく！

★相続登記の窓口・お問い合わせ先　岡山地方法務局 笠岡支局 ☎0865-62-5295

R8.4